

愛媛県総合社会福祉会館をご利用の皆様へ (令和3年2月末までのイベント開催制限の緩和)

令和2年11月27日更新

会館の運営にご協力いただきましてありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症拡大・防止対策にかかる施設利用制限について、下記のとおり緩和されましたので、お知らせいたします。

1 人数制限

定員制限は設けず、本来の定員とする。

※下記及び別添「イベントの開催要件について①・②・(9/19～)」及び「イベントの緩和に伴うリスク軽減措置（緩和要件）」を満たしている場合に適用

2 緩和要件（軽減措置）

○ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）

○ **マスクの着用**担保（感染リスクの拡散防止）

※主催者がマスクを準備するなど、**着用率100%を担保**

○ 参加者・出席者の制限（感染リスクの拡散防止）

※有症状者の参加・出席を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の参加・出席を控え、主催者が払い戻しの措置等を規定していること等）

○ 参加者・出席者の把握（感染リスクの拡散防止）

※事前予約時又は受付時に**連絡先を確実に把握**、**接触確認アプリ（COCOA、えひめコロナお知らせネット）**のダウンロード促進等の具体的措置

○ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）

※大声を出す方がいた場合、**個別に注意、対応等ができる体制を整備**（人員配置等）

○ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における3密の抑止）

※入退場列や休憩時間の**密集の回避措置**（人員配置、動線確保等）及び**十分な換気**

※**休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止**

○ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打上げ等における3密の抑止）

※公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店の分散利用

※クラスターが発生した場合の参加者・出席者への確実な連絡と行政機関による調査への協力を行うこと。

指定管理者：社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会